

熊本県復旧・復興建設工事共同企業体運用基準

第1 復旧・復興建設工事共同企業体

令和2年7月豪雨災害等により甚大な被害を受けた熊本県において、不足する技術者又は技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興に係る建設工事の円滑な施工を推進するため、本県の建設業者が県内の建設業者と共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体（以下「復旧・復興建設工事共同企業体」という。）の運用に関し、必要な取扱いを次のとおり定めるものとする。

第2 対象工事等

復旧・復興建設工事共同企業体により競争を行わせることができる建設工事は、令和2年発生災害等に係る復旧・復興を目的とした建設工事のうち、発注者が別に定める建設工事（以下「復旧・復興工事」という。）とする。

ただし、上記にかかわらず、復旧・復興建設工事共同企業体により行わせる競争に単体有資格業者を参加させることができるものとする。

第3 構成員の数

復旧・復興建設工事共同企業体の構成員の数は、原則として2又は3社とする。

第4 構成員の要件

復旧・復興建設工事共同企業体の全ての構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- 1 土木一式工事（熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号。以下「格付要綱」という。）に基づく土木一式工事をいう。以下同じ。）の有資格業者とし、かつ、県内に主たる営業所を有する有資格業者とする。
- 2 全ての構成員に、土木一式工事に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。

第5 構成員の組合せ

構成員は、格付（格付要綱第1条の規定によるものをいう。以下同じ。）における最上位の等級に属する者のみ、最上位の等級に属する者及び第2位等級に属する者又は第2位等級に属する者のみの組合せとする。

第6 出資比率

全ての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

第7 代表者要件

代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。また、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けた者であるものとする。

第8 結成方法

復旧・復興建設工事共同企業体の結成は、結成を希望する建設企業が自主的に行うものとする。

第9 協定書

結成する場合における復旧・復興建設工事入札参加資格審査申請書は様式第1号を、復旧・復興建設工事共同企業体協定書は様式第2号に準じて作成するものとする。

第10 解散の時期

復旧・復興工事を受注している場合は、請負契約履行後3月を経過するまでの間は解散できないものとする。

第11 特定建設業の許可の有無

復旧・復興建設工事共同企業体が建設工事を施工する場合には、構成員のうち1社以上が建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものである場合は、当該復旧・復興建設工事共同企業体を特定建設業の許可を受けているものとして取り扱うものとする。

第12 資格審査等

1 復旧・復興建設工事共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公示し、これにより資格認定の申請を行わせるものとする。

- (1) 復旧・復興建設工事共同企業体により競争を行わせる工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 構成員の数、組合せ、構成員の技術的要件等及び出資比率要件

(6) その他必要と認める事項

- 2 1の申請を受けた復旧・復興建設工事共同企業体について、資格審査を行い、適格な者を有資格業者として認定するものとする。
- 3 2による認定は、認定の対象となった工事についてのみ有効とするものとする。

附 則

この運用基準は、令和3年（2021年）11月1日から施行する。